

# 「明神」の役割と性格に關する一考察

高 戸 聰

## はじめに

「明神」とは、盟誓の載書<sup>(1)</sup>に見られるところでは、盟誓を結ぶ際その確かさを保證し背く者は罰を下すとされる神である。しかしその一方で、盟誓のみならず國家の興亡に關わって現れることが『左傳』・『國語』に見えている。その際、現れる神々の屬性は異なるが、いずれも共通して「明神」と稱されている。

それぞれ屬性が異なるにも關わらず共通して「明神」と稱されるからには、「明神」という語には、それぞれの神々が持つ差異を超えた、役割があつたと考えられよう。それでは、人々がある神を「明神」と呼ぶ時、そこには如何なる役割が期待されていたのであろうか。小論はこのような「明神」という語が持つ役割・性格について、出土載書及び「秦駟禱病玉版」を通して、検討するものである。

## 一 傳世文獻の載書に見える盟誓の神

盟誓は、春秋時代においてあらゆる社會階層で、集團の結合を強化維持するために行われた<sup>(2)</sup>。その際、盟誓の載書の文言で言及される神

「明神」の役割と性格に關する一考察

格が「明神」である。『春秋左氏傳』に記される「明神」について以下に検討する。

魯の僖公二十八年、晉の文公は、城濮の戰いで楚の子玉得臣を破った後、踐土で會盟した。その時、文公を中心とした諸侯が尊王を誓った言葉を、以下に舉げる。

癸亥、王子虎昭諸侯于王庭。要言曰、「皆舜王室、無相害也。有渝此盟、明神殛之、俾隊其師、無克祚國、及其玄孫、無有老幼」。  
(癸亥、王子虎昭諸侯に王庭に盟約う。要言に曰く、「皆王室を舜け、相い害う無かれ。此の盟に渝くこと有らば、明神舜之を殛戮し、其の師を隊遣し、克く國に祚祚ある無く、其の玄孫に及ぶまで、老幼有る無からしめよ」と) (僖公二十八年)

諸侯が協力して周王室を助けることが言われた後、「此の盟に渝くこと有らば、明神舜之を殛戮し、其の師を隊遣し、克く國に祚祚ある無く、其の玄孫に及ぶまで、老幼有る無からしめよ」と誓う。もし盟誓の言葉に背けば、「明神」が背いた者に罰を與えるとされている。

同じく僖公二十八年、楚に出奔していた衛の成侯が歸國するにあたり、衛公に隨行していた甯武子と國人が盟誓を交わしている。

六月、晉人復衛侯。甯武子與衛人盟于宛濮。曰、「天禍衛國、君臣不協、以及此憂也。今天誘其衷、使皆降心、以相從也。不有居者、誰守社稷。不有行者、誰扞牧圉。不協之故、用昭乞盟于爾大神、以誘天衷。自今日以往、既盟之後、行者無保其力、居者無懼其罪。有渝此盟、以相及也。明神先君、是糾是殛」。國人聞此盟也、而後不貳。(六月、晉人衛侯を復す。甯武子衛人と宛濮に盟う。曰く、「天衛國に禍し、君臣は協す、以て此の憂いに及べり。今天其の衷を誘き、皆心を降して、以て相い從わしむるなり。居る者有らずんば、誰か社稷を守らん。行く者有らずんば、誰か牧圉を扞らん。協がざるの故あるも、用て昭かに盟を爾の大神に乞い、以て天の衷を誘く。今日自り以往、既に盟うの後、行く者は其の力を保む無く、居る者は其の罪を懼るる無かれ。此の盟に渝く有らば、以て相い及ばん。明神・先君、是れ糾し是れ殛せ」と。國人此の盟を聞くや、而る後貳かず。) (僖公二十八年)

この年の春、衛の成侯が晉より離れ楚に近づこうとしたため、衛の國人は成侯を國外に追放していた。如上の盟誓は、この罪に問われることを恐れていた衛の國人を安心させるために、結ばれたのである。

この盟誓は國君の代理である大夫甯武子と國人との盟である。先に挙げた踐土の盟のような諸侯同士の盟誓ではない。それでも「此の盟に渝く有らば、以て相い及ばん。明神・先君、是れ糾し是れ殛せ」と言い、踐土の盟と同様に、盟誓の場に「明神」が來臨し、盟約に背いた者に罰を降すとされている。

「明神」が盟誓の場に臨むとする觀念を、端的に表現した言葉が、『左傳』に残されている。晉人が「馬陵の盟」を再確認しようとした時、その效果を疑う季文子に對して、范文子が應えた言葉である。

爲歸汶陽之田故、諸侯貳於晉。晉人懼會於蒲、以尋馬陵之盟。季文子謂范文子曰、「德則不競、尋盟何爲」。范文子曰、「勤以撫之、寬以待之、堅疆以御之、明神以要之。柔服而伐貳、德之次也」。是行也、將始會吳。吳人不至。(汶陽の田を歸す爲の故に、諸侯晉に貳く。晉人懼れ蒲に會し、以て馬陵の盟を尋む。季文子范文子に謂いて曰く、「德は則ち競わず、盟を尋むるも何をか爲さん」と。范文子曰く、「勤めて以て之を撫し、寬にして以て之に待し、堅疆にして以て之を御し、明神以て之を要う。服するを柔けて貳くを伐つは、德の次なり」と。是の行や、將に始めて吳に會せんとす。吳人至らず。) (成公九年)

上の季文子と范文子の會談の前年(成公八年)、晉は魯に命令して汶陽の田を齊に返させた。このことが原因となり、諸侯は晉から離反していた。そこで晉は、一昨年(成公七年)に行われた「馬陵の盟」を温め直し、今一度諸侯の結束を固めようとしたのである。

ここで范文子は「勤めて以て之を撫し、寬にして以て之に待し、堅疆にして以て之を御し」と言い諸侯に對しての接し方を述べ、「明神以て之を要う」と續けている。「明神以て之を要う」は「明神を證として誓いを立てる」と譯すことができるが、ここでは諸侯に對しての具體的な接し方が述べられているので、より具體的には「盟誓を紐帶として諸侯を統べる」という意味であると考えられる。つまり、范文子の言葉では、「明神」は盟誓の提喻として用いられており、それほど、「明神」が盟誓に臨むとする通念は強く自明のものであつたと思われる。

「明神以要之」という言葉は哀公十二年にも見えている。魯の哀公が吳王夫差の名代である伯嚭に向かい、子貢に答えた言葉の中に

ある。

公會吳于橐臯。吳子使大宰嚭請尋盟。公不欲、使子貢對曰、「盟所以周信也。故心以制之、玉帛以奉之、言以結之、明神以要之。寡君以爲、苟有盟焉、弗可改也已。若猶可改、日盟、何益。今吾子曰、『必尋盟』。若可尋也、亦可寒也。」乃不尋盟。（公吳に橐臯に會す。吳子大宰嚭をして盟を尋めんことを請わしむ。公欲せず、子貢をして對えて曰はしむ、「盟は信を周むる所以なり。故に心以て之を制め、玉帛以て之を奉じ、言以て之を結び、明神以て之を要う。寡君以爲えらく、苟しくも盟有らば、改むべからざるのみ。若し猶お改むべくんば、日に盟うも、何の益あらん。今吾子曰く、『必ず盟を尋めん』と。若し尋むべくんば、亦た寒べきなり』と。乃ち盟を尋めず。）（哀公十二年）

哀公の代理として答えた子貢は、「盟は信を周むる所以なり。故に心以て之を制め、玉帛以て之を奉じ、言以て之を結び、明神以て之を要う」と言う。信賴を固めるために盟誓を行い、盟誓は「明神」にかけて誓い證とすると考えられていたのである。

ところで、盟誓の場に臨み監視すると考えられていたのは「明神」ばかりではない。以下に挙げる毫の盟では、多くの神々に網羅的に言及している。魯の襄公十一年、鄭が宋を攻めたことが發端となり、晉を中心とした諸侯は鄭を攻めた。このため鄭は晉と、毫において盟約を交わしたのである。引用文中の（ ）は杜預注を示す。

秋七月、同盟于毫。范宣子曰、「不慎必失諸侯。諸侯道敝、而無能無貳乎。」乃盟。載書曰、「凡我同盟、毋蕪年、毋壅利、毋保姦、毋留慝。救災患、恤禍亂、同好惡、辯王室。或問茲命、司憲司盟（二司、天神。……）、名山名川、羣神羣祀、先王先公、

「明神」の役割と性格に關する一考察

七姓十二國之祖、明神殛之、俾失其民、隊命氏、踣其國家」。

（秋七月、毫に同盟す。范宣子曰く、「慎しまずんば必ず諸侯を失わん。諸侯道に敝れて、成る無くんば、能く貳くこと無からんか」と。乃ち盟う。載書に曰く、「凡そ我が同盟、年を蕪む母かれ、利を壅ぐ母かれ、姦を保つ母かれ、慝を留むる母かれ。災患を救ひ、禍亂を恤み、好惡を同じくし、王室を弊けよ。或し茲の命に聞わば、司憲司盟、名山名川、羣神羣祀、先王先公、七姓十二國の祖、明神之を殛し、其の民を失い、命を隊し氏を上ぼし、其の國家を踣さしめよ」と。）（襄公十一年）

毫の盟の載書には、盟誓に背いた者に罰を與える神々として「司憲司盟、名山名川、羣神羣祀、先王先公、七姓十二國の祖」と「明神」が挙げられている。このことから盟誓の際には、「明神」のみならず祖先神や山川の神等の神々にも誓いを立てていたと思われる。

これら「明神」以外の神々の内、「司憲司盟」について杜預は、「二司は、天神なり」と注する。孔穎達疏では、「盟は諸神に告ぐるに、先に二司を稱す。其れ是れ天神なるを知るなり。（盟告諸神、而先稱二司。知其是天神也。）」として、杜預の注を肯定している。

また「司盟」については、同名の官職が「周禮」に記されている。司盟、掌盟載之灋。凡邦國有疑會同、則掌其盟約之載、及其禮儀。北面詔明神、既盟則貳之。（司盟、盟載之灋を掌る。凡そ邦國會同に疑い有らば、則ち其の盟約の載、及び其の禮儀を掌る。北面して明神に詔げ、既に盟わば則ち之を貳す。）（周禮）秋官・司盟）

「司盟」は毫盟の載書では「神」とされていたが、「周禮」では、官職の一つとされている。「司盟」が「天神」であるか官職であるかは

ともかく、『周禮』においても、盟誓の際には「北面して明神に詔げ」と、「明神」に誓いを立てている。以上の用例からは、「明神」とは、もっぱら盟誓に關與する神であるようと思われる。しかし、そうではない例も存在する。この用例については第三章以下で検討するとして、次章では、實際に見られる出土載書に「明神」という語が見えるかどうかについてまず確認しておきたい。

## 二 出土載書

それでは、實際に出土した載書に「明神」という言葉は見えるのであるうか。以下、「侯馬盟書」と「溫縣盟書」について検討する。

「侯馬盟書<sup>5</sup>」とは、一九六五年山西省侯馬市晉國遺址から出土した玉片である。その數は五〇〇〇點餘りだが、文字が判讀できたものは僅か六五〇點餘りである。盟誓の文字は多く毛筆で朱書きされ、少數の墨書きもある。材質は、石質のものと玉質のものがある。石質のものは、灰黒色・黒綠色・赤褐色の粘板岩で、全盟書の三分の一を占め、圭形のものが主である。大きさは、最大のもので長さ三三二cm×幅三cm×厚さ〇・九cmだが、多くは長さ一八cm×幅二cm足らず×厚さ〇・二cmである。玉質のものは、透閃石や蛇紋岩で、圭形のものもあるが、ほとんどは玉器作成の際の餘りを利用したもので形狀は不規則、大きさは通常掌よりも小さい。

その内容は、以下の六種類に分類されている。すなわち、晉の趙鞅を盟主として宗族の團結を圖るためのもの（宗盟類）、先氏等の趙氏に敵對する陣營から趙氏側に付いた者達の誓い（委質類）、卿大夫が土地・財產・奴隸といった搾取單位を勝手に占有しないことをちかつ

たもの（納室類）、趙鞅の敵對者である中行寅等を譴責呪詛するもの（呪詛類）、この盟誓に關するト筮記録（ト筮類）、その他の殘片、である。

「溫縣盟書<sup>6</sup>」は、一九七九年三月一二日に河南省溫縣武德鎮で發見され、翌一九八〇年三月から一九八一年六月にかけて發掘調査が行われた。この盟誓遺址は溫縣城の東北一二・五kmの沁河の南岸にある。州城遺址の東牆の北端、城河を隔てた外側にあたる。發掘調査では一二四カ所の土坑が發掘され、うち一六坑から石質の載書が發見された。これらの中に「明神」の語を直接に記す例は見當たらぬ。試みに、代表的な文例を、「侯馬盟書」の宗盟類と委質類から一例ずつ、「溫縣盟書」から一例を以下に擧げてみる。なお、釋文は注（5）所掲報告書「侯馬盟書」及び注（6）所掲報告書「河南溫縣東周盟誓遺址一號坎發掘簡報」に従う。□は判讀不能を、（ ）は推測される文字を、=は重文・合文記號を示す。

(A) 趙、敢不閼（半）其腹心以事其宗。而敢不盡從嘉之明・定宮平時之命、而敢或專改助及內、卑不守二宮者、而敢又（有）志復趙尼及其孫=（子孫）・先燒之孫=（子孫）・牷直及其孫=（子孫）・趙餗之孫=（子孫）・史醜及其孫=（子孫）于晉邦之地者、及群虜明者、虜（吾）君其明亟覲之、麻臺非是。（趙、敢て其の腹心を半き以て其の宗に事えざらんや。而し敢て盡く嘉の明・定宮平時の命に從わづ、而し敢て助及び内を専改して、二宮を守らざら卑むこと或らば、而し敢て趙尼及び其の子孫・先燒の子孫・牷直及び其の子孫・趙餗の子孫・史醜及び其の子孫を晉邦の地に復せしむること志す有らば、及び群虜明せば、吾が君其れ明亟して之を覲、麻臺して是を

非せん。) (侯馬盟書・宗盟類一五六一)

(B)

鑫章、自質于君所 = (所。所) 敢俞出入于趙尼之所 = 及孫 =  
(所及子孫所)・旼瘞及其子乙及其白父叔父口 (兄) 弟孫 =  
旼孫)・旼直及其孫 = (子孫)・旼鑿旼守之孫 = (子孫)・旼  
譽旼瘞之孫 = (子孫)・中都旼強之孫 = (子孫)・旼木之孫 =  
(子孫)・旼及新君弟孫 = (子孫)・墮及新君弟孫 = (子孫)・  
趙朱及其孫 = (子孫)・趙喬及其孫 = (子孫)・鄭談之孫 =  
(子孫)・邯鄲郵政之孫 = (子孫)・閔舍之孫 = (子孫)・趙鍇  
之孫 = (子孫)・史醜及其孫 = (子孫)・郵灘及孫 = (子孫)・  
邵城及其孫 = (子孫)・司寇闕之孫 = (子孫)・司寇結之孫 =  
(子孫)・及群虛明者、章 (不敢) 頗嘉之身及孫 = (子孫)。或  
復入之于晉邦之中者、則永亟覗之、麻臺非是。既質之後、而  
敢不亟覗。) (祝) 史駁統釋之皇君孫 = (之所)、則永亟覗之、  
麻臺非是。閔發之孫 = (子孫)、寓之行道、弗殺、君覗之。  
(鑫章、自ら君所に質う。所し敢えて俞して趙尼の所及び子孫  
の所・旼瘞及び其の子乙及び其の白父叔父兄弟子孫・旼直及  
び其の子孫・旼鑿旼守の子孫・旼譽旼瘞の子孫・中都旼強の  
子孫・旼木の子孫・旼及新君弟の子孫・墮及び新君弟の子  
孫・趙朱及び其の子孫・趙喬及び其の子孫・鄭談の子孫・邯  
鄲郵政の子孫・閔舍の子孫・趙鍇の子孫・史醜及び其の子孫  
郵灘及び子孫・邵城及び其の子孫・司寇闕の子孫・司寇結の  
子孫に出入せば、及び群虛明せば、章敢て嘉の身及び子孫を  
頗らざらんや。之を晉邦の中に復び入ること或らば、則ち  
永亟して之を覗、麻臺して是を非せん。既に質うの後、而し  
敢て巫覗祝史をして皇君の所に駁統釋之せしめずんば、則ち

道に窓いて、殺さざんば、君 之を覗ん。) (侯馬盟書・委質  
類一五六二〇)

(C)

十五年十二月乙未朔辛酉、自今台 (以) 生 (往)、鄙朔敢不慇  
懃焉中心事其室 (主)。而與賊爲徒者、不顯晉公大冢、憲懲覗  
之、麻臺非是。(十五年十二月乙未朔辛酉、今自り以往、鄙朔  
敢て慇懃焉として中心より其の主に事えざらんや。而し賊と  
徒を爲さば、不顯なる晉公大冢、憲懲して之を覗、麻臺して  
是を非せん。) (溫縣盟書・T一坎一・二一八二)

(A) に「吾が君其れ明亟して之を覗」、(C) に「不顯なる晉公大冢、  
憲懲して之を覗」とある。誓いを立てる対象は、晉の國君や祖先とい  
うことになっている。

(A) の「明亟覗之」という言葉について、『侯馬盟書』は「神明鑒  
察的意思」とし、黃盛璋氏は「亟 即 殄、明亟 即 明神殛之」  
之略」とする。

しかし「明亟」について、吉本道雅氏は「第三類に「永亟」((B)  
参照)、溫縣盟書に「憲懲」((C) 参照)に作る用例を勘案すれば、  
「明」も「亟」に対する修飾語と解すべきものとなる」(( )) 内は引  
用者付す) とする。また、李艷紅氏も「慮君其明亟覗之、麻臺非是」  
(A) 参照)について、「我們先君的神靈將明晰而嚴厲地注視着背盟  
之人、將滅絕那人氏族」とする。「明亟」を「明晰而嚴厲地」と譯  
して修飾語句として解説している。

つまり、吉本氏や李氏が指摘するように、「明亟」が「明神」のこ  
とを指しているとは考え難く、實際に出土した盟書からは「明神」が  
盟誓に關與していたことは確認できない。このことから、「明神」が

盟誓にのみ關與する神であったとは考え難いようと思われる所以である。

### 三 國家の興亡に關わる「明神」

本章では、第一章すでに述べておいたように、傳世文獻中に見える、盟誓に關與しない「明神」の用例について検討する。『國語』には、積極的に國家の興亡に關わる「明神」が記されている。原文の（）は韋昭注の附された位置を示し、注文は後掲する。

十五年、有神降于莘。王問於內史過曰、「是何故固有之乎？」對曰、「有之。國之將興、其君齊明衷正、精潔惠和、其德足以昭其馨香、其惠足以同其民人。神饗而民聽、民神無怨。故明神降之、觀其政德、而均布福焉。國之將亡、其君貪冒辟邪、淫佚荒怠、驕穢暴虐、其政腥羈、馨香不登、其刑矯誣、百姓攜貳。明神不蠲、而民有遠志、民神怨痛、無所依懷。故神亦往焉、觀其苛慝、而降之禍。是以或見神以興、亦或以亡。昔夏之興也、融降于崇山（1）。其亡也、回祿信於睭隧（2）。商之興也、檮杌次於丕山（3）。其亡也、夷羊在牧（4）。周之興也、鷩鷀（5）鳴於岐山。其衰也、杜伯（6）射王於鄗。是皆明神之志者也。」王曰、「今是何神也？」對曰、「昔昭王娶於房、曰房后。實有爽德、協於丹朱（7）。丹朱憑身以儀之、生穆王焉。是實臨照周之子孫、而禍福之。夫神壹不遠徙遷、若由是觀之、其丹朱之神乎？」

- (1) 融、祝融也。……
- (2) 回祿、火神。再宿爲信。……
- (3) 檮杌、鯀也。過信曰次。……
- (4) 夷羊、神獸。……

(5) 三君云、鷩鷀、鸞鳳之別名也。……

(6) ……杜國、伯爵、陶唐氏之後。周春秋曰、「宣王殺杜伯、而無辜。後二年、宣王會諸侯、侯于圃。日中、杜伯起於道左、衣朱衣、衣朱冠、操朱弓朱矢、射宣王。中心折脊而死」。

(7) ……丹朱、堯子。

（十五年、神の莘に降ること有り。王 内史過に聞いて曰く、「是れ何故ぞ。固より之有るか」と。對えて曰く、「之有り。國の將に興らんとするや、其の君齊しく明らかに正しきに表り、精く潔く惠み和やかにして、其の惠は以て其の馨き香を昭らかにするに足り、其の惠は以て其の民人を同じくするに足る。神は饗けて民は聽まり、民神怨むこと無し。故に明神之に降りて、其の政徳を觀て、均しく福を焉に布く。國の將に亡びんとするや、其の君貪冒り邪辟にして、佚しみに淫り荒み怠け、驕穢れ暴虐にして、其の政は腥羈く、馨き香登らず、其の刑は矯め誣り、百姓は攜れ貳う。明神は蠲しとせずして、民に遠ざかる志有り、民神怨み痛み、依り懷く所無し。故に神亦た焉に往き、其の苛慝を觀て、之に禍を降す。是を以て或いは神を見て以て興り、亦た或いは以て亡ぶ。昔夏の興るや、融 崇山に降り、其の亡ぶや、回祿 睽隧に信る。商の興るや、檮杌 不山に次り、其の亡ぶや、夷羊 牧に在り。周の興るや、鷩鷀 岐山に鳴き、其の衰うるや、杜伯王を鄗に射る。是れ皆明神の志なる者なり」と。王曰く、「今是れ何の神ぞ」と。對えて曰く、「昔昭王は房に娶り、房后と曰う。實に德に爽うこと有り、丹朱に協わす。丹朱は身に憑り以て之に儀い、穆王を生む。是れ實に周の子孫に臨照して、之を禍福す。夫れ神は壹にして、遠く徙遷らず。若し是れに由りて之を觀

ば、其れ丹朱の神ならんか」と。) (周語上)

「内史過」の言葉に據れば、國家がよく治まり「神」が祭祀を受け「民」と「神」が怨みを抱かなければ、「明神」が「之に降りて、其の政徳を觀て、均しく福を焉に布」くとされる。また爲政者が暴虐であれば、「神」が「亦た焉に往き、其の苛慝を觀て、之に禍を降す」。その上で「内史過」は、「是を以て或いは神を見て以て興り、亦た或いは以て亡」んだ例を列舉していく。すなわち、「昔夏の興るや、融崇山に降り、其の「ぶや、回祿」盼隣に信る。商の興るや、檮杌不山に次り、其の「ぶや、夷羊」牧に在り。周の興るや、鷩鷖岐山に鳴き、其の衰うるや、杜伯王を鄙に射る」と、祝融・回祿・檮杌・夷羊・鷩鷖・杜伯を擧げる。このような例を擧げた後「内史過」は、「是れ皆明神の志なるものなり」と締め括る。

「内史過」は發言の途中で、「神」を「明神」と言い換えたり、再び「神」と言つたりしている。この記事の冒頭では「十五年、神の莘に降ること有り」と、「神」とのみ記されていた。つまり、「内史過」は、莘に降った「神」が「明神」であると主張するために、「明神の志」に言及し例を擧げたと考えられるのである。このことは、「神」という語の範疇の中に、「明神」という語が含まれていることを示すものだろう。

それでは、「明神」の語には、どのような神格が想定されていたのだろうか。ここで「明神」として現れている祝融・回祿・檮杌・夷羊・鷩鷖・杜伯・丹朱は、それぞれ四方神・火神・四凶・瑞獸・人鬼・祖先神など雜多な属性を持つ神々である。このことから、「明神」とはある特定の属性を持つ一柱の神を指すのではなく、不特定の神が擔うある性格を強調する際に使う語であり、神の役割の一つではないのか

と考えられる。

上述の『國語』では、「明神」は、福を布いたり禍を降したりと、爲政者を裁く存在として意識されており、積極的に人間世界に介入している。このことから、「明神」の持つ性格の一つとして、爲政者の徳の善惡によって裁くという點を指摘できる。

爲政者の徳の善惡によって裁くという「明神」のこのような性格は、以下の記述からも傍證できる。周の宣王の三十一年、王は魯を伐ち懿公の弟孝公を立てた。しかし、これから後諸侯は王と親しまなかつた。そこで、宣王は「國子の能く諸侯を導き訓える者」を選び侯伯にしようとした。

宣王欲得國子之能導訓諸侯者。樊穆仲曰、「魯侯孝」。王曰、「何以知之」。對曰、「肅恭明神、而敬事耆老、賦事行刑、必問於遺訓、而咨於故實、不干所問、不犯所咨」。王曰、「然則能訓治其民矣」。乃命魯孝公於夷宮。(宣王 國子の能く諸侯を導き訓える者を得んと欲す。樊穆仲曰く、「魯侯孝なり」と。王曰く、「何を以て之を知るや」と。對えて曰く、「明神を肅しみ恭まい、而して耆老に敬事し、事に賦し刑を行うには、必ず遺訓に問い合わせて故實に咨り、問う所を干さず、咨る所を犯さず」と。王曰く、「然らば則ち能く其の民を訓え治めん」と。乃ち魯孝公を夷宮に命ず。)

(周語上)  
宣王が求める「能く諸侯を導き訓える者」の條件の一つとして、樊穆仲は「明神を肅しみ恭ま」うことを擧げている。

また、周の襄王三年、王が内史過を使節として晉惠公に襲封の命を賜つた時の例を擧げよう。  
襄王使召公過及内史過、賜晉惠公命。呂甥・郤芮、相晉侯不敬、

晉侯執玉卑、拜不稽手。內史過歸以告王曰、「晉不亡」、其君必無後。(中略)古者、先王既有天下、又崇立上帝・明神、而敬事之。

合、人が呼びかける時、「明神」にはどのような役割が期待されているのだろうか。

於是乎有朝日夕月、以教民事君。諸侯、春秋受職于王、以臨其民。大夫・士、日恪位著、以敬其官。庶人・工・商、各守其業、以共其上。(中略)古者、召公過と内史過とをして、晉の惠公に命を賜わしむ。呂甥・郤芮、晉侯を相けて敬わず、晉侯 玉を執りて卑く、拜するも稽手せず。内史過歸り以て王に告げて曰く、「晉は亡」ばざるも、其の君必ず後無からん。(中略)古は、先王既に天下を有つも、又た上帝・明神を崇び立てて、之に敬事す。是に於いて日に朝し月に夕する有り、以て民に君に事うるを教う。諸侯は、春秋に職を王より受け、以て其の民に臨む。大夫・士は、日に位著に恪り、以て其の官を敬む。庶人・工・商は、各おの其の業を守り、以て其の上に共す。(中略)と。(周語上)

「秦駟禱病玉版」は、實際に「明神」に對して爲された祈りの言葉を記録しており、上の問に答えることができると思われる。

「秦駟禱病玉版」はもともと個人が所藏していたものだが、現在は上海博物館に所藏されている。この玉版は考古發掘によって發見されたものではないため、出土地等の經緯は不明である。甲版と乙版の二枚があり、それぞれ縦約二三cm×横約四cm×厚さ約〇・五cmで、二枚ともほぼ同じ大きさである。裏表兩面に祭禱の銘文が刻してあるが、甲版・乙版とも銘文そのものは同文である。

甲版正面と乙版背面の銘文數は、重複する五文字を除いて、全文で二八七文字、重文七字、合文四字、重文と合文も合わせると二九八文字になる。

古の理想的な統治状況の一つとして「又た上帝・明神を崇び立てて、之に敬事す」ことが擧げられている。

以上の『國語』に見える記述をまとめるならば、「明神」とは、爲政者の徳や統治状況によって「福を布く」こともあれば「禍を降す」こともある、人間世界に積極的に介入する神である。それ故に爲政者には、「明神」を「肅しみ恭まい」「崇び立てて、之に敬事す」ことが求められたと言うことができる。

#### 四 「明神」に期待される役割

第三章では、「明神」というのはある特定の属性を持つ一柱の神を指すのではなく、不特定の神が擔うある性格を強調する際に使用される語と推測されることを明らかにした。この推定が大過ないとした場

その内容は、大きく二つに分けられる。すなわち、銘文の主である秦駟が病を患い華山に病の平癒を祈る前半と、效驗あり病が平癒したこと華山に感謝し犠牲を捧げる後半である。

以下に、甲版正面と乙版背面の冒頭を含む、前半部分を擧げる。釋文は主に注(12)所掲李零氏論考に據る。( )には推測される文字が、「」には行數が示される。また=は重文・合文記號である。

又(有)秦曾孫孚=(小子)駟曰、孟冬十月、孚(厥)氣竁(敗)周(凋)。余身曹(遭)病、爲我感憂。患=(輾轉)反廬(側)、無間「1」無瘳。衆人弗智(知)、余亦弗智(知)、而靡又(有)□休。吾窮(窮)而無奈之可(何)、永(咏)懸(嘆)憂蓋(愁)。周世既憂(沒)、典「2」灋蘚(散)亡。惄=(惄惄)孚=(小子)、欲事天地・四極(極)・三光・山川・神示(祇)・五祀・先

祖、而不得畢（歟）方。羲（犧）獮既美、玉帛「<sup>3</sup>」既精、余毓子畢（厥）惑、西東若憇。東方又（有）土姓、爲刑灋氏、元（其）名曰陘、潔可以爲灋、□「<sup>4</sup>」可以爲正。吾敢告之余無罪也、使明神智（知）吾情。若明神不□其行、而無辜□友（宥）刑、「<sup>5</sup>」竊 =（禋禋）桑（烝）民之事明神、孰敢不清（敬）。孚 =（小子）驥敢以芥（介）圭・吉璧「<sup>6</sup>」（甲版正面）

吉丑（紐）以告于嶧（華）大 = 山 =（太山。）（乙版背面）

（有秦の曾孫小子駢曰く、孟冬十月、厥れ氣敗凋す。余の身病に遭い、我が慇憂を爲す。輾轉反側して、聞ゆる無く瘳（よ）える無し。衆人知る弗く、余も亦た知る弗くして、□休すること有る靡し。吾窮りて之を奈何とする無く、咏く嘆じて憂愁す。周の世既に沒び、典灋散（さん）す。惴惴たる小子、天地・四極・三光・山川・神祇・五祀・先祖に事えんと欲するも、厥の方を得ず。犧獮既に美く、玉帛既に精し、余毓子にして厥れ惑い、西東憇（くわら）きが若し。東方に土姓有り、刑灋氏と爲り、其の名は陘と曰い、潔くして以て灋を爲すべく、□にして以て正しきを爲すべし。吾敢えて之に余の辜（つみ）無きを告ぐるや、明神をして吾が情を知らしめん。若し明神其の行いを□せざ、而して無辜もて□刑を宥さば、禋禋たる烝民之れ明神に事え、孰れか敢えて敬わざらん。小子駢敢えて介圭・吉璧・吉紐を以て、以て華太山に告ぐ。）

甲版正面に「東方に土姓有り、刑灋氏と爲り、其の名を陘と曰い」とあり、續いて「吾敢えて之に余の辜（つみ）無きを告ぐるや、明神をして吾が情を知らしめん」とされる。つまり、この「秦駢禱病玉版」では、「土姓」の「刑法氏」、名は「陘」というものが、李零氏も解釋するよう、「明神」とされている、と考えられる。

この「明神」「陘」は、「潔くして以て灋を爲すべく、□にして以て正しきを爲すべし」と廉潔で正しい性格であり、「吾敢えて之に余の辜（つみ）無きを告ぐるや、明神をして吾が情を知らしめん。若し明神其の行いを□せざ、而して無辜もて□刑を宥さば」ともあり、罪あるものを罰し罪なきものを宥すことも想定されている。

「秦駢禱病玉版」に見える「明神」「刑灋氏」が示す、罪あるものを罰し罪なきものを宥す公正さは、第三章に舉げた『國語』で確認したように「明神」之に降りて、其の政徳を觀て、均しく福を布く」や「明神（いさぎよ）」とせずして、民に遠ざかる志有り、民神怨み痛み、依り懷く所無し。故に神亦た往き、其の苛慝（ごそく）を觀て、之に禍を降す」という、統治者の徳に對して直接賞罰を與える姿とも重なるものと思われる。

このような「明神」に對する認識は、『左傳』や『國語』ばかりではなく『晏子春秋』<sup>〔14〕</sup>にも見ることができる。齊の景公が宋を攻めようとした時、景公は二人の丈夫が怒っている夢を見た。この夢を聞いた晏子は、景公に宋を討つことを止めるよう具申する。

景公舉兵將伐宋。師過泰山。公瞢見二丈夫立而怒、其怒甚盛。公恐、覺。辟門召占瞢者。至。公曰、「今夕吾瞢二丈夫立而怒。不知其所言、其怒甚盛。吾猶識其狀、識其聲」。占瞢者曰、「師過泰山、而不用事。故泰山之神怒也。請趣召祝史祠乎泰山、則可」。

公曰、「諾」。明日、晏子朝見。公告之如占瞢之言也。公曰、「占瞢者之言曰、『師過泰山而不用事。故泰山之神怒也』。今使人召祝史祠之」。晏子俯有閒、對曰、「占瞢者不識也。此非泰山之神、是宋之先湯與伊尹也」。公疑、以爲泰山神。晏子曰、「公疑之、則嬰請言湯・伊尹之狀也。湯質哲而長、顏以髯、兌上豐下、倨身而揚聲」。公曰、「然、是已」。「伊尹黑而短、蓬而髯、豐上兌下、僂身

而下聲」。公曰、「然、是已。今若何」。晏子曰、「夫湯・太甲・武丁・祖乙、天下之盛君也。不宜無後。今惟宋耳。而公伐之。故湯・伊尹怒。請散師以平宋」。景公用、終伐宋。晏子曰、「公（四部叢刊本は「晏子公曰」）に作る。今『晏子春秋校注』に從い改めた。）伐無罪之國、以怒明神、不易行以續蓄、進師以近過、非嬰所知也。師若果進、軍必有殃<sup>〔15〕</sup>。」軍進再舍、鼓毀將殞。公乃辭平晏子、散師、不果伐宋。（景公 兵を擧げ將に宋を伐たんとす。師 泰山を過る。公晉に二丈夫の立ちて怒るを見る。其の怒ること甚だ盛んなり。公恐れ、覺む。門を辟き占晉者を召す。至る。公曰く、「今夕吾二丈夫の立ちて怒るを晉む。其の言う所を知らざるも、其の怒ること甚だ盛んなり。吾猶お其の状を識り、其の聲を識る」と。占晉者曰く、「師 泰山を過りて、事を用ひず。故に泰山の神怒るなり。請うらくは趣かに祝史を召し泰山を祠らんことを、則ち可ならん」と。公曰く、「諾」と。明日、晏子朝見す。公之に告ぐるに占晉の言の如くす。公曰く、「占晉者の言に曰く、「師 泰山を過りて事を用ひず。故に泰山の神怒るなり」と。今人をして祝史を召しそを祠らしめん」と。晏子俯すこと間有り、對えて曰く、「占晉者は識らざるなり。此れ泰山の神に非ず、是れ宋の先湯と伊尹となり」と。公疑い、以て泰山の神と爲す。晏子曰く、「公 之を疑わば、則ち嬰請うらくは湯・伊尹の状を言わん。湯は質哲にして長く、顔は以て髯あり、兌上豐下、倨身にして揚聲なり」と。公曰く、「然り、是れのみ」と。「伊尹は黒くして短く、蓬にして髯あり、豐上兌下、偻身にして下聲なり」と。公曰く、「然り、是れのみ。今若何せん」と。晏子曰く、「夫れ湯・太甲・武丁・祖乙は、天下の盛君なり。宜しく後無かるべからず。

今惟れ宋のみ。而るに公 之を伐つ。故に湯・伊尹怒る。請うらくは師を散じて以て宋を平らかにせんことを」と。景公用いず、終に宋を伐つ。晏子曰く、「公 無罪の國を伐ち、以て明神を怒らし、行を易えて以て蓄を續がず、師を進め以て過に近づくは、嬰の知る所に非ざるなり。師若し果たして進まば、軍必ず殃有らん」と。軍進むこと再舍、鼓は毀れ將は殞る。公乃ち晏子に辭し、師を散じ、宋を伐つを果たさず。）（『晏子春秋』内篇諫上第一『景公將伐宋晉』丈夫立而怒晏子諫第二十二）

齊の景公を諫めたが聞き入れられず、未來を豫見した晏子の言葉に「公 無罪の國を伐ち、以て明神を怒らし、行を易えて以て蓄を續がず、師を進め以て過に近づくは、嬰の知る所に非ざるなり。師若し果たして進まば、軍必ず殃有らん」とある。無辜の國を正當な理由なく征伐するのは、「明神」の怒りを買う行為であり、その報いを受けることになると、晏子は豫言しているのである。

この『晏子春秋』の例からも、「明神」の、罪あるものを罰し罪なきものを宥す公正さを見て取ることができる。

第一章に舉げた『左傳』には、「明神」が盟誓の神として登場した。それは「明神」が、公平さと刑罰の執行も躊躇わない果斷さを併せ持つと期待される存在であればこそ、盟誓の確かさを保證できると考えられたからではないだろうか。

『左傳』では盟約の際、「明神」は、山川の神々や各國の祖先神と並び稱されていた。これら盟誓に關與する神々のうち、山川はそれぞれの土地に密着している。また祖先神はその子孫を庇護しようとする。當時の人々に考えられていたはずである。山川の神々や祖先神は、そうした地縁性と血縁性を有する。しかし「明神」にはそうした特性は

ない。恐らく、「明神」には、これまで検討してきたような公平な中立性が期待されたが故に、盟誓に關與することとなつたのではないかと考えられる。

このことを證するような事例を、『左傳』に見出すことができる。魯の襄公九年、鄭は晉を中心とする連合軍に攻められて盟を結ぶが、直後に楚に攻められ、今度は楚と盟を結ぶことになった。この當時晉と楚が諸侯の盟主の座を争つており、鄭は小國故に、晉に附いたり楚に附いたりを繰り返していた。大國と大國の間で翻弄される小國鄭が、楚に逼られて盟を結ぶ際、鄭の大夫たちの間でかわされた問答が、『左傳』に記されている。( ) は正義を示す。

楚子伐鄭。子駟將及楚平。子孔・子驕曰、「與大國盟、口血未乾、而背之可乎」。子駟・子展曰、「吾盟固云、『唯匱是從』。今楚師至、晉不我救、則楚彊矣。盟誓之言、豈敢背之。且要盟無質、神弗臨也。(……服虔云、質、誠也。無忠誠之信、故神弗臨也。) 所臨唯信。信者言之瑞也、善之主也。是故臨之。明神不鑄要盟、背之可也」。乃及楚平。公子罷戎入盟、同盟于中分。楚莊夫人卒。王未能定鄭而歸。(楚子 鄭を伐つ。子駟將に楚と平らがんとす。孔子・子驕曰く、「大國と盟い、口の血未だ乾かざるに、之に背くは可ならんか」と。子駟・子展曰く、「吾が盟固より云う、『唯だ彊のみ是れ從わん』と。今楚師至り、晉 我を救わづんば、則ち楚は彊し。盟誓の言、豈に敢えて之に背かん。且つ要盟は質無く、神も臨まざるなり。臨む所は唯だ信のみ。信は言の瑞なり、善の主なり。是の故に之に臨む。明神は要盟を鑄しとせず、之に背くも可なり」と。乃ち楚と平ぐ。公子罷戎入りて盟い、中分に同盟す。楚莊の夫人卒す。王未だ鄭を定むる能わざして歸る。) (襄公

### 九年)

子孔・子驕は、晉との同盟を結んだ直後であるにも拘わらず、それを捨てて、楚と結ぶことに難色を示す。しかし、子駟・子展は「無理強いされた盟誓には誠がなく、神も來臨されない。(神が)來臨されるのは信義がある場合だけである。信義は言葉を實行する證であり、善行のもとである。それ故に神は信義がある場合にだけ盟誓に來臨されるのである。明神は無理強いの盟誓を潔白であるとはしない」と言い、子孔・子驕を説き伏せる。

この部分の正義は、服虔の注を引き「質は、誠なり。忠誠の信無し、故に神も臨まざるなり」とする。つまり、あるいはただの逃げ口上かもしれないが、ともあれ子駟・子展が、反対派の子孔・子驕を説き伏せる理由の一つに「且つ要盟は質無く、神も臨まざるなり」を擧げていることが注目される。子駟・子展の所謂「要盟」、すなわち大國に強要される盟誓には、「神」も臨まないと言っているのである。この「神」は、『左傳』本文ではさらに十八字のちに「明神は要盟を鑄」とせざ」とされ、「明神」と言い換えられている。

「明神」は盟誓の確かさを保證するが、どんな盟誓でも保證するわけではない。「明神」が保證するのは、「彊」が強いる「要盟」ではなく、「信」や「善」の伴った盟誓であると考えられているのである。

### まとめ

小論では、「明神」という語について検討を加え、それがある特定の屬性を持つ一柱の神を指すのではなく、不特定の神が擔う役割であり、ある性格を強調する際に用いられる語と考えられることを明らかにし得たと思う。その性格とは、罪ある者を罰し罪なき者を赦す果斷

さと公平さであり、その性格故に、「明神」の役割として、公平さが求められる盟誓に關與してその確かさを保證することが期待されたのである。

『史林』六八卷六號、一九八五年)、江村治樹「春秋時代盟誓參加者の地域的特質」(名古屋大學東洋史研究報告)二五號、二〇〇一年)を参考照。

二〇一

卷之三

「明神」の語は、小論で掲げた資料の他に、『毛詩』雲漢と『國語』楚語下に見られる。この『雲漢』・『楚語下』に見られる「明神」は、

(4) 〔3〕「春秋左氏傳」からの引用はすべて「十三經注疏」に據る。  
引用は『十三經注疏』に據る。

天・上帝との間を繋ぐ仲介者としての役割を持つてゐると思われ

版社、一九七六年）に據る。

る。また、先秦文献にしばしば現れる「神」は、上帝の下に位置して、

(6) 溫縣盟書、河南省文物研究所、河南溫縣東周盟誓遺址

地上に天の意志を傳えたり禍福を與える存在として記されている。

坎發掘簡報〔二文物、一九八三年二期〕に據る。まだ、侯馬盟書及び

三  
章  
に  
引  
用  
し  
た  
國  
五  
周  
語  
上  
に  
故  
に  
明  
神  
之  
に  
降  
り  
て、  
其  
の  
政  
德

滋県監書の先行研究については、江林治樹「傍黒監書の性格と歴史的背景」(1982)が代表的である。

を觀て、均しく福を焉に布くや故に神亦た焉に往き、其の苟懲を

書目  
合編  
和國  
卷之三  
重編  
研究  
清音圖

觀て、之に福を降すとあるのもその例に數えることができる。

卷之三

に國語からは民と神が密接な關係を持っているとする

年、  
責盛章  
「昌平侯馬昌寶的主要問題」，《中原文物》一九八一年期二

該訳語を読み取ることが出来る。

吉本道雅「春秋戰書考」（《東洋史研究》第四二卷四號、一九八五年）。

この關係よりする表題は「明神」と「眞理」である。

晉國出土載書考  
今古史春秋  
二、一九八五年、  
馮時侯馬盟書與溫

縣明書  
考古與文物  
一九八七年一期  
平勢隆郎  
春秋晉國  
侯馬

注

(1) 載書とは、盟誓の際その内容を記録した文書を言う。『春秋左氏傳』襄公九年「晉士莊子爲載書。」に附された杜預注に「……載書、盟。」とあり、『周禮』秋官・司盟「司盟、掌盟載之灋。」に附された鄭玄注に「載、盟辭也。盟者書其辭於策、殺牲取血、坎其牲、加書於上而埋之、開之哉。」とある。

(2) 春秋期の盟誓については、吉本道雅「春秋載書考」『東洋史研究』第  
四三卷四號、一九八五年)、高木智見「春秋時代の結盟習俗について」

(8) 注(6)所揭黃氏論考三二頁、參照。  
 (9) 注(6)所揭吉本氏論考「晉國出土載書考」一一七頁、參照。  
 (10) 注(6)所揭李艷紅氏論考一二六頁、參照。

(11) 『國語』からの引用はすべて『四部叢刊』に據る。

(12) 「秦驅禱病玉版」の呼稱は李零「秦驅禱病玉版的研究」(『中國方術續考』中華書局、二〇〇六年。初出は『國學研究』六、一九九九年)に據る。秦驅禱病玉版については、李零氏前掲論考及び「入山與出塞」(『文物』二〇〇〇年第二期)、李學勤「秦玉牘索隱」(『中國古代文明研究』華東師範大學出版社、二〇〇五年。初出は『故宮博物院院刊』二〇〇〇年第二期)、周鳳五「秦惠文王禱祠華山玉版新探」(『中央研究院歷史語言研究所集刊』第七十一本第一分、二〇〇一年)、連劭名「秦惠文王禱祠華山玉簡文研究」(『中國歷史博物館館刊』二〇〇一年第一期)・「秦惠文王禱祠華山玉簡文研究補正」(『中國歷史博物館館刊』二〇〇〇年第二期)、李家浩「秦驅玉版銘文研究」(『北京大學中國古文献研究中心集刊』二、二〇〇一年)、曾憲通・楊澤生・肖毅「秦驅玉版文字初探」(『考古與文物』二〇〇一年第一期)、王輝「秦曾孫驅告華大山明神文考釋」(『考古學報』二〇〇一年第二期)、徐筱婷「秦驅玉版研究」(『第十三屆全國暨海峽兩岸中國文字學術研討會論文集』萬卷樓圖書有限公司、二〇〇二年)、侯乃峰「秦驅禱病玉版銘文集解」(『文博』二〇〇五年第六期)を参照。

(13) 銘文「東方又（有）土姓、爲刑灋氏、元（其）名曰陘、灋可以爲灋、口可以爲正。吾敢告之余無憂也、使明神智（知）吾情。」について、先行研究では「陘」を「明神」と解釋するか否かで、解釋が分かれている。李零氏は「陘」を「明神」と解釋するが、李家浩氏・王輝氏・李學勤氏・連劭名氏は「陘」を「明神」ととした上で（注（12）所掲李零氏『中國方術續考』三五六頁）、「銘文提到『天地、四極、三光、山川、神祇、五祀、先祖』，特別是“明神”、“東方有土姓、爲刑灋氏、其名曰陘”，以及“太一”、

“大將軍”，這不僅對了解華山在秦國祭祀系統中的地位，而且對了解古代流行的禱病禮俗也是寶貴材料。」(同書三六〇頁)とする。他方、李家浩氏・王輝氏・連劭名氏は、原文の「土」を「士」と釋文し、李氏はこの「士」氏を「秦惠文王時」の「史定」なる人物に比定する。「陘這個人以「士」爲氏，是東方三晉人，擔任“形法氏”之職。當時他年歲已高，秦惠文王驅尊稱他爲“史生”。士陘可能就是《呂氏春秋·去宥》所說的秦惠文王時“飾鬼以人”的史定。」(注（12）所掲李家浩氏論考一二七頁)。しかし現時點でこの「秦驅禱病玉版」の銘文の主「秦驅」が惠文王であるとは確定していない。さらに王輝氏・連劭名氏・加えて「土」を「士」のまとまる李學勤氏も、原文の「陘」を、「經」あるいは「刑」と解して、祈りの対象を、王氏は「李悝、商鞅一類法家人物」、連氏は「天之刑神」で「臯陶」を指すとし、李氏は「作法典治民」の「有土地民姓的諸侯」であるとする。すなわち王氏は、「東方有士」不知其確指，但此「士」既創立刑法，又爲“東方”之人，極可能指李悝、商鞅一類法家人物。「東方有士，生爲刑灋，是其名曰經，灋可以爲灋，清可以爲正，「秦執法士吏廉潔無私，可以爲法則，執法亦正直不阿。」(注（12）所掲王輝氏論考一四八一~一四九頁)という。李氏は「東方」指關東，“有土姓”即有土地民姓的諸侯。“爲刑法民”，“刑”是名詞，即法典，如《湯刑》、《九刑》、《憲法》則是動詞，意爲治理範限。東方諸侯作法典治民，其名曰經，說的是《法經》。(注（12）所掲李學勤氏書一七三頁)。連氏は「東方有士」指下文“使明神智吾情”一句中的明神，即天之刑神。“天之刑神是臯陶”，「下文中的姓、氏、名指神名，都與刑法有關。陘，讀爲“剄”，《說文》云：“刑，剄也。”又云“辨，刑也。”」(注（12）所掲連劭名氏論考「秦惠文王禱祠華山玉簡文研究補正」五二一~五三頁)。しかし、病平癒の祈禱文に法律關係の「經」あるいは「刑」が登場するのは、あまりに唐突であり、前後の文脈との整合性も保てないように思われる。それゆえ今は、「陘」を「明神」とする李零氏の説に従う。な

お李零氏は「陞」を「杜主」とするが、この點については今はひとまず措くこととしたい。

(14) 『晏子春秋』の引用は『四部叢刊』に據つたが、一部『諸子集成 晏子春秋校注』に従い改めた。

(15) この部分の晏子の言葉を銀雀山漢墓竹簡整理小組編『銀雀山漢墓竹簡（壹）』（文物出版社、一九八五年）は、「子曰、『公无罪之國、以怒明神、不易行□□進師戰、禍非嬰之所智（知）也。師若果進、軍必有戦（災）』。」とする。

(16) 例えば、虢公の夢に現れた「蓐收」（國語）や、趙嬰の夢に現れた「天使」（春秋左氏傳 成公五年）等の例を擧げることができる。